

### 第3回国民生活・社会統計WGにおいて例示された事項について

#### 1 統計調査におけるサンプリング・デザイン・調査方法について

##### (1) サンプリング

###### ① 大規模調査年と中間年における集計値の整合性

(例：国民生活基礎調査の大規模調査年と中間年におけるサンプリングの違いによる全国集計値の比較可能性がどの程度あるのか。)

##### (現状)

- ・国民生活基礎調査では、各年ごとの標準誤差及び標準誤差率や推計方法について報告書に掲載するとともに、厚生労働省HPで公開している。
- ・データの利用に当たって必要な情報については引き続き充実を図ってきたい。

② 母集団情報として活用している大規模調査と後継調査の整合性  
 (例：国民生活基礎調査と国民健康栄養調査の大調査年の違い(12年に1回しか両方の大調査が1回にならない)による突合上の問題)

(現状)

・国民健康・栄養調査の拡大調査年は、健康日本21(第二次)のベースライン、中間評価、最終評価で活用すること目的に、平成24年、28年、32年(予定)で実施している。一方で、国民生活基礎調査は昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施し、継続的に世帯の基礎資料を収集し、政策に利活用しており、そもそもの政策的なニーズが異なることから、調査周期も異なっている。

・このため、国民健康・栄養調査の拡大調査年は、国勢調査から抽出しているため、国民生活基礎調査の後続調査とはなっていない。

(抽出方法について)

・国民健康・栄養調査は従来、国民生活基礎調査の後続調査として国民生活基礎調査において設定された単位区から300単位区を抽出していた。

・平成24年調査においては、拡大調査として、地域格差を把握するために地域別の状況把握を行うことから、全都道府県で10単位区を超える調査地区が必要となったが、平成24年は国民生活基礎調査の大規模年ではないことから、全都道府県で10単位区を超える調査地区の設定は困難であり、国勢調査から抽出することとなった。

・平成28年の拡大調査においても同様に国勢調査から抽出した。

・健康日本21(第二次)の最終評価に向けて、平成32年に拡大調査を実施する予定である。

国民健康・栄養調査の抽出方法について

平成22年【※】	後続調査	国民生活基礎調査の単位区から無作為抽出	300単位区	
平成23年	後続調査	国民生活基礎調査の単位区から無作為抽出	300単位区	
平成24年 (拡大調査)	—	平成22年国勢調査区から無作為抽出	475地区	1道府県:10地区 東京都:15地区
平成25年【※】	後続調査	国民生活基礎調査の単位区から無作為抽出	300単位区	
平成26年	後続調査	〃	300単位区	
平成27年	後続調査	〃	300単位区	
平成28年【※】 (拡大調査)	—	平成22年国勢調査区から無作為抽出	475地区	1道府県:10地区 東京都:15地区
平成29年	後続調査	国民生活基礎調査の単位区から無作為抽出	300単位区	

【※】は国民生活基礎調査の大規模調査年である。

③ 関連する統計調査間の整合性

(例：国民生活基礎調査の介護票でだしている要介護度の分布と介護給付費等実態調査等に基づいてだしたリアル認定度の分布が合わない。介護票のサンプリング方法で全国代表性が担保できるのか。)

(現状)

・両調査の要介護度別の構成割合を比較すると、国民生活基礎調査は在宅の介護を要する者を対象としていることから、要支援が多く、要介護1～4が少なくなっているものの、介護を要する者のうちサービスを利用している者でみると、介護給付費等実態調査との乖離は小さいと考えている。

「介護給付費等実態調査」との比較

平成28年

	国民生活基礎調査 (6/2現在)		介護給付費等実態調査 (5月中の受給者)
	介護を要する者数	介護を要する者のうちサービスの利用者数	介護(予防)サービス受給者数
	構成割合(単位:%)		
総数	100.0	100.0	100.0
要支援1	14.8	12.1	11.9
要支援2	17.1	15.3	14.7
要介護1	18.7	20.0	23.3
要介護2	19.9	22.6	21.6
要介護3	11.6	13.0	13.3
要介護4	8.4	9.4	9.1
要介護5	6.1	6.2	6.0
不詳	3.3	1.2	-

注：介護給付費等実態調査の受給者数は、受給者数から特定施設入所者生活介護と施設サービスを引いた数。世帯統計室において算出。

## (2) デザイン

### ① パネル調査における調査項目の設定

(例：出生児縦断調査の質問項目は、微妙に聞き方が異なったり、間を飛ばされてしまう(例：所得収入の類))

#### (現状)

・21世紀出生児縦断調査は、同一客体を追跡する縦断調査として、西暦2001年及び2010年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに、2001年と2010年出生児の世代間比較を行う調査である。

このため質問項目については、毎年把握する必要性が高い基本的事項の他、調査対象児の年齢変化に応じた質問内容とする必要があることから、調査年によって質問の仕方を変更しているものである。

なお、「父母の収入」については、2001年出生児の調査開始時に、世帯の経済的な状況を把握する基本的な事項であるものの、回答への忌避感が高いものであると考えられた。このため、同一客体を追跡調査する初めての調査であることから、回収率の確保を優先し、周期把握することとした。しかし、有識者からの、収入は分析軸となる重要な項目との指摘を踏まえ、中学1年生(第13回調査)から毎回把握している。また、2010年出生児の調査については、調査発足時より毎回把握している。

今後とも、有識者の意見を踏まえつつ調査設計を行っていきたい。

### ② 調査方法の見直しに際しての検証の必要性

(例：国民生活基礎調査の所得票を全数調査に拡大したときに統計の質を担保できるか。パイロットが必要といているが、予算がないのでそのままになっている。)

### ③ 都道府県表章の充実

(例：国民生活基礎調査の所得票を全数調査に拡大して都道府県表章が可能なレベルにする必要があるのではないか。)

#### (現状)

・現行基本計画における課題である所得票及び貯蓄票の結果に係る都道府県別表章については、統計法施行状況報告において事実上困難であると報告し、整理済みとされている。